

簡易公募型競争入札方式に準じた方式（総合評価落札方式【簡易型】）の手續開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年7月23日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

1. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度北部国道管内防災対策設計（その1）業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、道路防災カルテで要対策箇所として判定されている法面等において、調査・設計に必要な測量、地質調査を行い、最適な防災対策の工法を検討し詳細設計を行うことを目的とする。

・3級基準点測量	・・・・・・・・	4点
・4級基準点測量	・・・・・・・・	8点
・現地測量	・・・・・・・・(0.015km ²)	1式
・路線測量	・・・・・・・・	0.38km
・用地測量	・・・・・・・・	0.22 万 m ²
・機械ボーリング	・・・・・・・・	4箇所
・サウンディング及び原位置試験	・・・・・・・・	4箇所
・磁気探査	・・・・・・・・	4箇所
・総合解析	・・・・・・・・	1式
・地すべり調査（移動変形調査）	・・・・・・・・	1式
・一般構造物詳細設計	・・・・・・・・(5箇所)	1式 (重力式擁壁、場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、モルタル吹付)
・上部工応力検討	・・・・・・・・(1箇所)	1式
・打合せ	・・・・・・・・	1式

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成23年1月31日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務であり、参加表明と同時に、技術提案書を提出する方式の試行業務である。また、技術提案書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。(技術提案書の提出をもって参加表明書の申請とみなす)

(6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(7) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない
試行業務である。

(8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価
項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記 2-1. ～ 2-3. に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、建設コンサルタント登録規定に基づく登録をしていること。又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 5) 別途発注済の「平成 22 年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成 22 年度北部国道事務所改築関係資料整理業務」の受託者（（社）沖縄建設弘済会）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認めら

れる場合。

2-3. 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中1)の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2-4. 技術提案書に関する要件

(1) 技術提案書の提出者に対する要件

①技術提案書を提出する者は、平成12年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：道路法上の道路における法面の防災対策設計を行った業務。

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

②実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営業事業及び港湾・空港関連を除く。)業務委託等成績評定要領(平成20年9月30日付け府開技術第130号に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③平成19年度から平成20年度までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕・港湾空港関係を除く)の「企業」の業務成績の平均が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕・港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

④業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

⑤沖縄県内に本店、支店、営業所等が存在していること。

(2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、技術提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術提案書を提出することができるが、この場合、技術提案書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成22年8月30日(月)を予定する。

①予定管理技術者

予定管理技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

(ア)下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]RCCM(「道路部門」、「地質部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」)何れかの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ)下記の実績を有する者。

[1]平成12年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：道路法上の道路における法面の防災対策設計を行った業務。

- ・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

- ・職務上従事した立場は管理技術者又は担当者技術者とし、照査技術者として従事した業務は除く。

- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務(営繕・港湾空港関係を除く)以外の業務は、この限りではない。

(ウ)技術提案書提出期限日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

技術提案書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(技術提案書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合

であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1] 当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

[2] 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ) 平成19年度から平成20年度までに完了した業務について、管理(主任)技術者として担当した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕・港湾空港関係を除く)の業務成績の平均が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省発注業務(営繕・港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

(オ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の[1]～[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

[1] 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

[2] 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3] 予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去4年度年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(カ) 技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、技術提案書の提出日の以前において、雇用関係にあること。

② 予定照査技術者

予定照査技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

(ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] R C C M(「道路部門」、「地質部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」)何れかの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 下記の実績を有する者。

[1]平成12年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：道路法上の道路における法面の防災対策設計を行った業務。

・ただし、契約金額が500万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

・職務上従事した立場は管理技術者又は担当者技術者、又は照査技術者として従事した業務とする。

・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務（営繕・港湾空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。

③指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

（3）技術提案書を選定するための評価基準

技術提案書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1）～3）の基準に基づいて上位10者を選定する。

- 1）参加表明者の経験及び能力
- 2）配置予定技術者の経験及び能力
- 3）業務実施体制

3．総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

- 2）予決令第85条に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者（以下、「調査対象者」という。）に、予決令第86条の調査（以下、「調査」という。）を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）であり、低入札価格調査の詳細は入札説明書

の別紙－２、３によるものとする。

３)その他測量及び地質調査業務の場合には予算決算及び会計令第８５条の基準に、該当する入札を行ったものに対する契約担当官等の行なう調査にあたり、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定めなければならない。

４)上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(２) 総合評価の方法

１) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

価格評価点の配分点は**６０**点とする。

３) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針など

③評価テーマに対する技術提案 ※但し、簡易型は除く

④技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝**６０**点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計＝(①に係る評価点)＋(技術提案評価点)×(④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝(②に係る評価点)＋(③に係る評価点)

４) 技術評価点における評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。

５) 総合評価は２)の価格評価点と３)技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

４. 入札手続等

(１) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北４丁目２８番３４号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電 話：0980-52-4350

F A X：0980-52-1131

(２) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間：平成２２年７月２３日(金)から平成２２年８月２日(月)ま

でのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.(1) 担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 技術提案書を提出できる者の範囲

技術提案書を提出する時において、上記2.2-1.2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

受領期限： 平成22年7月26日(月)から平成22年8月2日(月)17時15分までただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成22年8月2日(月)17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所： 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：北部国道事務所 2階 大会議室
- ② 実施期間：平成22年8月19日(木)～平成22年8月20日(金)
- ③ ヒアリングの時間はヒアリング実施対象者に通知する。
- ④ 出席者：配置予定管理技術者
- ⑤ ヒアリングの時間の通知日は平成22年8月12日(木)を予定している。

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置予定管理技術者の経歴について
- ② 配置予定管理技術者の業務実績について
- ③ 取り組み姿勢・実施方針等について

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 競争参加資格を満足していない場合および提出される技術提案書等において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

(6) 指名通知の日

指名通知の日は平成22年8月30日(月)を予定する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、
平成22年9月3日（金）12時00分まで。
持参による場合の締め切りは、
平成22年9月3日（金）12時00分まで。
開札日時：平成22年9月6日（月） 9時00分
〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

1）入札保証金 免除。

2）契約保証金 免除。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）手続における交渉の有無 無。

（5）契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

（7）本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

（8）詳細は入札説明書による。

（9）技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。